

令和 8 年度定期監査結果（県立病院局）

令和 8 年 1 0 月

鹿児島県監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した令和8年度の定期監査の結果について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年10月9日

鹿児島県監査委員	松 蘭	英 昭
同	大 蘭	豊
同	宝 来	良 治
同	柳	誠 子

第1 監査の概要

鹿児島県監査基準（令和2年3月24日監査委員告示第1号）に準拠し、以下のとおり監査を実施した。

1 監査の種類

財務監査、行政監査

2 監査対象機関の名称及び監査実施期間

別表のとおり

（参考）

区 分	本 庁 (課)	出 先 機 関 (病院)	計
県立病院局	1	5	6

3 監査の対象

令和7年度における経営に係る事業の管理並びに財務に関する事務及びその他の事務の執行

4 監査の着眼点

監査に当たっては、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか並びに財務に関する事務及びその他の事務の執行が適正に行われているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかの観点から実施した。

5 監査の実施内容

収入事務では収入未済を重点監査事項、支出事務では需用費及び委託料に相当する科目を重点監査科目として定め、関係書類の確認や担当者等からの聞き取りを行った。併せて支出事務については、需用費、使用料及び賃借料に相当する科目について、債権者（支払の相手方）に対する確認調査を行った。

第2 監査の結果

監査を実施した6機関の経営に係る事業の管理並びに財務に関する事務及びその他の事務の執行については、3機関においては、指摘事項及び文書注意事項に該当するものはな

く、おおむね適正に行われていると認められたが、その他の3機関においては、次のとおり是正又は改善を要する1の指摘事項や4の文書注意事項があった。

今後とも事務事業の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的に行う必要がある。

指 摘 事 項 （法令、規則等に違反するもの又は著しく妥当性を欠く事実があると認められるもの）

1

文書注意事項 （指摘事項に至らない事項で、更に的確な事務の執行等を促す必要があると認められるもの）

4

【項目区分別措置数】

区 分	予算執行	収 入	支 出	補助金等	契 約	工 事	財 産	物 品	許認可	その他	計
指 摘 事 項					1						1
文 書 注 意 事 項		2	1					1			4
計	0	2	1	0	1	0	0	1	0	0	5

指摘事項

機 関 名	事 項 の 内 容
県立病院局	
始良病院	産業廃棄物の収集・運搬に係る契約手続が適正でないものがある。 (1件)

文書注意事項

県立病院局	
大島病院	診療報酬等における個人負担分の未収金は、2,164万余円で前年度より減少（収入歩合は低下）しているが、依然として多額となっている。
始良病院	令和6年度に支出すべき報償費及び謝金を、令和7年度に支出しているものがある。 (報償費1件 20,000円、謝金5件 79,400円、合計6件 99,400円)
薩南病院	診療報酬等における個人負担分の未収金は2,070万余円で、前年度より増加（収入歩合は改善）し、多額となっている。 調理機器に損害を与える事故が発生している。 (1件、県負担額631,400円)

(別表) 監査対象機関の名称及び監査実施期間

機 関 名		実 施 期 間
県立病院局	県立病院課 県民健康プラザ鹿屋医療センター 大島病院 始良病院 薩南病院 北薩病院	令和 8 年 5 月 14 日 ～ 9 月 8 日

注 機関の県立病院の名称は、「県立」を省略して記載